小川　進　殿

２０２６年１０月１９日

弁護士　　西　　村　　正　　治

7月31日付「3つの反論」について

２０２６年７月３１日付の貴殿の「３つの反論」という文書は、８月下旬に送付いただきました。ありがとうございました。

1 論点についての齟齬

この文書については、まず前提的な点での事実の齟齬について指摘せざるを得ません。

「１　はじめに」（１ページ）の部分で、貴殿は、「抗議行動において、中心的な問題となった、星野氏の服の色、大坂氏の識別、中核派写真班」と記載され、３点が論点であったと書いておられます。そしてこの３点について反論するというのがこの文書であるとされています。

しかしながら、「星野氏の服の色」の点については、面談当日の論点ではありませんでした。当日私がお出しした「著者小川進氏への大坂弁護団からの指摘」においても一切指摘しておりませんし、当日の話し合いにおいても、その点が問題になったことは一度たりともありませんでした。救援会がお渡しした「虚偽記載一覧表」には、当該部分に事実と違う旨を指摘しておりますが、面談の場でそれについて議論してはおりません。貴殿や高須次郎氏から、書籍執筆の動機の説明としてこの服の色の問題があるという説明が少しあったようですが、それについての議論は全くありませんでした。そもそも私は大坂正明氏の弁護人です。大坂正明氏の無実の証明に全力を傾ける立場です。私にとっては、大坂正明氏の事実関係と関係しない星野氏の服の色の問題については全く関心の範囲外の問題であり、面談において一度も持ち出すことはありませんでした。

従って、「星野氏の服の色」は、いかなる意味でも当日の中心的論点ではありませんでした。これが論点の一つであったとされる貴殿の捉え方には、根本的な事実の齟齬が存するものと指摘せざるを得ません。そしてこの点を３つの反論の第１点とされる「２　星野被告の服の色」の部分については、今回の私からの指摘に対する反論としては、全くとんちんかんな記述であるといわざるを得ないところです。

なお、３ページ下から８行目に「なお、西村正治弁護士の生成ＡＩを「着色」という認識」とありますが、私はこのような発言は一切行っておりません。そもそもこの「服の色」問題で私が一切発言していなかったことは前述の通りですし、当日の話し合いのすべてを録音した反訳文を詳細に見直しても、そのような発言は一切ありませんでした。貴殿が私を名指しで批判されておられますので、それは一体私のどの発言のことを指しておられるのかを明確にしていただかなければならないものと考えます。

２ 完全な人まちがいの検証

「３　大坂被告の識別」（３ページ以下）の部分ですが、貴殿が写真から大坂正明氏だとする人物を識別した経過の説明しかありません。それによると、警察広報からの材料から（１）身長１７８センチ（２）中核派（３）黒ぶちメガネ（４）星野直近という４点の材料から探したということのようです。しかし、（２）は何ら絞り込みの材料ではなく、（３）は写真ではメガネを特定できず、（４）は常に星野直近にいたということは何ら確実な情報ではありません。（２）（３）（４）は何の役にも立たない材料です。結局（１）の身長１７８センチという材料のみで探したということになります（ただし、身長１７８センチというのも疑問があるところですが)。

しかし、貴殿が指摘のバッグを背負った男は、私が面談当日はっきりと指摘したように、Ｏ氏（当時Ｙ大学の学生）に間違いありません。何よりＯ氏本人がこの写真は自分であると認めておりますし、Ｏ氏も大坂正明氏も両方とも直接に知る私の目から見ても、歩容の特徴等から見て、この写真の人物がＯ氏であって大坂正明氏でないことは絶対的真実です。当日面談の場でお示ししたように、警視庁作成の拡大した写真帳に書き込まれた人物特定でも公安警察がこの人物を「Ｏ」と特定しています。間違えようがないのです。

それにもかかわらず、貴殿は一切検討することもなく「図７、８の中核派の男は弁護団が主張するＯではない」と強弁されることしかされていないのです。

貴殿が科学者であるならば、貴殿の出された第１次仮説に決定的な否定的仮説事実が提起されているのですから、第１次仮説を検証すべきなのではないでしょうか。科学というものはそのようにして知見が進むものではないでしょうか。貴殿の当該部分には、この検証がなされた痕跡がみじんも見受けられません。

たとえば、４ページの図７を見ても、身長１７８センチという要素のみで探索す

ると、素人目には、貴殿が大坂正明氏とされているＯ氏と星野文昭氏の間にいる２人の人物、とりわけ右側の人物など、かなり長身に見え、１６５センチとされる星野氏と対比して１７８センチと見てもおかしくないように見えます。それに比べると、Ｏ氏はそれより背が低く１７８センチという長身ではないように見えます。それにもかかわらず、貴殿がＯ氏を大坂正明氏であると強弁する第１次仮説にこだわり、それを一切検証しようとされていないことを大変遺憾に思います。それは科学者の態度としていかがなものでしょうか。

３ 中核派写真班なるものはどこに

「４　中核派写真班の存在」の部分では、ヘルメットをかぶったカメラマンについて、当方から指摘したＴＢＳのカメラマンということについて、写真からＴＢＳのロゴが判別できなかった、という指摘しかなされませんでした。当方からは、「社名の入ったヘルメットをかぶり左腕に報道の腕章をつけている」と指摘しました。必ずしもＴＢＳのロゴマークとは言っておりません。それにもかかわらず、ロゴマークが判別できないという反論しかなされていないことはどういうことでしょうか。さらに、当方からはこのカメラマンについて、使っているのは写真のカメラではなく動画の映像撮影機材であること、このカメラマンの撮影した映像が当日ＴＢＳのニュースで流れ、それを警視庁がテレビ画像からビデオ撮影してそれが星野裁判で証拠とされていることを指摘しました。これらの事実から、このカメラマンが疑いようもなくＴＢＳカメラマンであり、中核派写真班などではないことが、明確に証明されています。しかしそれについては全く触れることすらされていません。

さらに、当方からは、真ん中の写真と右の写真の人物についてもその氏名を根拠とともに明らかにしました。真ん中の写真の黒いスーツ姿の男は白洋舎社員のＭさんで、警察官調書が作られて当時の状況を供述しています。その供述からも中核派写真班でないことがはっきりしています。また右の写真の人物は近所の食堂に勤めるＴさんで、星野裁判で検察側証人になり法廷で証言までしている人です。これも中核派写真班でないことがはっきりしています。これらのＭさんやＴさんについても、貴殿は何ら検証もすることはなかったようです。

貴殿が写真を示してこの３人が中核派写真班だと断定的に指摘されて出版されたことについて、当方は、具体的客観的にそれが間違いであることを指摘しました。それについては貴殿はどう答えられるのでしょうか。この写真の３人が中核派写真

班でないことを認められるのでしょうか。あれだけはっきりと写真を示して「中核派写真班」と名指されて本を出版された以上、それが事実でないことをはっきりと認めて謝罪すべきではないでしょうか。

ところが貴殿は、この写真の３人について誤りであるとの認識を表明しないまま、「これだけの犯罪行為に対して、写真班が存在しなかったことは、論理的にも不可解である」として、中核派写真班はいたと強弁されています。この「論理的に不可解」という意味がよくわかりませんが、当時の写真から貴殿がカメラ撮影している３人の人物を抽出して中核派写真班だと言いつのったのが、３人とも全く事実無根だとなった今、論理的には、あの写真中にあの３人以外にカメラ撮影していた写真班の人物がいたことになります。それはどの人物なのでしょうか。貴殿の以前の検証においてあの３人以外に写真撮影しているような人物はいなかったのではないでしょうか。

それでいて、中核派写真班がいたと強弁し続けるというのが、果たして科学的態度と言えるのでしょうか。科学者の立場に極めて強い疑問を持ちます。

４ 前進560号の写真

貴殿は、闘争の１週間後に発行された前進５６０号に、４枚の写真が掲載されているが、これが間違いなく中核派写真班によるものだと断言されています。

しかし、まず、この１枚目の写真は、代々木八幡からの部隊が東急本店前にたどり着いたときの写真で、渋谷の中心付近で待ち構えていた人物が撮影したものと思われます。中核派写真班かどうかはわかりませんが、撮影された方から何らかの形で編集部に写真を提供されたものと考えられます。角度的に見て、代々木八幡からの部隊に随行していた人物が撮影した写真ではありえません。２枚目３枚目の写真は、渋谷の街角で群衆がバリケードを作って闘っているところの場面であり、渋谷の街の中心付近でこれに遭遇した人が撮影したと思われる写真です。このような写真は民間で数多く撮影されており、前進編集部が入手するのも容易だったと思われます。４枚目の写真には写真説明があり、「神泉駅から渋谷へ進撃する白ヘル正規軍と第４インター」と説明されています。こちらの部隊には写真撮影担当がいたのかもしれませんが、渋谷の中心に近いところですから、あるいは偶然撮影されたものとも考えられます。何らかの形で編集部に提供されたのでしょう。しかし、代々木八幡部隊にはそのような写真撮影担当はいなかったというのが実態だと考えられま

す。このように、この４枚の写真は、直接代々木八幡部隊のものではありません。代々木八幡部隊に中核派写真班がいたことの説明になるものではありません。

また、貴殿は、インターネット上に中村巡査殺害のカラー写真が掲載された、として、このような写真は中核派写真班でなければ撮影できないなどと、断定されています。しかし、これはいつの話でしょうか。１９７１年当時、インターネットというものはありませんでした。インターネットは、１９７０年当時はアメリカで実験運用が始まったばかりで、日本で一般に普及するようになったのは１９９０年代以降です。貴殿の指摘されているインターネットの写真とは、おそらく２０１０年代以降のものと思われますが、誰がどのようにアップしたのかが全くわかりません。４０年前の写真をわざわざ持ち出してアップするというのは、通常考えられないことです。外国の事件の映像を加工して作られたフェイク画像の可能性もあります。いたずらに写真班がいたはずと根拠のない想像を巡らせるより、写真専門の科学者たる貴殿としては、この写真の出所を確かめ検証する作業をまず行うべきではないでしょうか。

5 IS氏のことについて

貴殿は、私がお出しした文書の３の部分のＩＳ氏の件について、全く触れられておりません。

私は、貴殿の２０２６年本８２ページ等に、ＩＳ氏が当日虎部隊として犯行に関わったかのように書かれている点が、全く事実無根で名誉毀損だと指摘しました。ＩＳ氏は事件当日前橋におり、事件に全く参加していません。貴殿はこの記述をＫＲの証言に基づくかのように書かれておりますが、ＫＲ証言もＫＲ供述もＩＳ氏のことは全く触れておりません。ＩＳ氏が出てくるなどということは考えられないのです。貴殿が何をどのように勘違いされ間違われたのか、全く理解に苦しみます。

また、救援会の「虚偽記載一覧表」で指摘されている多くの点についても、面談当日の約束では、検討検証して回答する旨約束されたと思うのですが、その点はどうなっているのでしょうか。

これらの点の検証も是非よろしくお願いいたします。

以　上